

# 一般廃棄物収集運搬業許可証

兵庫県尼崎市東海岸町1番地の52

尼崎商業事業 株式会社

代表取締役 下村忠功



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により、

次のとおり一般廃棄物処理業の許可を受けたものであることを証する。

尼崎市長 稲村和美



許可年月日及び番号	令和4年4月1日 尼崎市指令(尼資源)第10号
事業の範囲	<p>業 種 一般廃棄物収集運搬業(積替え・保管を含まない)</p> <p>取扱廃棄物の種類 ごみ 以上1種類</p> <p>業 種 一般廃棄物収集運搬業(積替え・保管を含む)</p> <p>取扱廃棄物の種類 食品循環資源(再生利用を行うものに限る。)以上1種類 積替え・保管を行う場所の所在地: 兵庫県尼崎市東海岸町1番地 の52 保管上限: 12, 800 kg</p>
営業所の所在地及び名称	兵庫県尼崎市東海岸町1番地の52 尼崎商業事業 株式会社
許可の期限	令和6年3月31日
許可の条件	(1) 保管施設の維持管理を適切に行い、一般廃棄物の飛散、流出及び地下浸透等の発生防止に留意すること。 (2) 当該保管施設を変更する場合は、事前に市長の承認を得ること。